

議案第305号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の重要な財産を定める協議に
ついて

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の重要な財産を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪府と協議する。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）70,000,000円以上の不動産若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、設立団体の長の認可を必要とする重要な財産を定めるため、大阪府と協議する必要があるため、地方独立行政法人法第90条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（財産の処分等の制限）

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 省 略

（設立団体が2以上である場合の特例）

第90条 省 略

2 設立団体が2以上である場合において、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第44条第1項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 - 5 省 略